

核関連貨物・技術の安全保障貿易管理について

平成19年6月22日
経済産業省
安全保障貿易管理課

1. 安全保障貿易管理制度

NSG等安全保障貿易管理(「輸出管理」)に係る国際レジームの合意を受け、適切に輸出・技術提供に関する管理を実施するため、外国為替及び外国貿易法において、輸出許可制度・技術提供に係る許可制度が設けられている。

<関係法令>

貨物：外為法第48条第1項/輸出貿易管理令第1条、別表第一

技術：外為法第25条第1項/外国為替令第17条、別表

(1) リスト規制(国際レジームにおいて合意された品目に係る輸出・技術提供規制)

核兵器をはじめとする大量破壊兵器の開発等の懸念用途に利用されるおそれのある貨物・技術として、輸出管理の対象とすることが合意されたものについて、経済産業大臣の許可を必要とする規制。

迂回輸出・提供の可能性も踏まえ、全地域向けの輸出・技術提供を規制対象としている。

<参考>

リスト規制の対象となる核関連貨物は、原子力専用品・原子力関連汎用品を併せ、輸出貿易管理令別表第一の2項に列記されている。

(例)

- ・ 核燃料物質・核原料物質
 - ・ 原子炉・原子炉用発電装置等
 - ・ 工作機械
 - ・ 測定装置
- 等

また、リスト規制の対象となる核関連技術は外国為替令別表の2項に規定されており、その内容は上記核関連貨物の設計、製造又は使用に係る技術となっている。

(2) キャッチオール規制

リスト規制対象品目以外の品目についても、核兵器をはじめ大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可を必要とする規制。各種輸出管理に係る国際レジームを適切に実施している国(26カ国)を除き、全地域向けに適用。平成14年4月より施行。

核兵器の開発等に用いられるとの情報を輸出者が受けている場合や、経済産業省から輸出許可が必要である旨の通知(「インフォーム」)を受けている場合には、輸出許

が必要とされる(技術提供についても同様)。

2. 安全保障貿易管理制度の運用

(1) 許可制度の運用

原則として個々の輸出・技術提供ごとに個別の許可が必要となる。個別許可申請は年間10,000件程度あり、申請に対しては輸出される貨物・提供される技術の用途や需要者を見定め、核兵器開発等の懸念される転用を招くことのないよう審査している。具体的には、以下の諸点について審査を行う。

輸出される貨物・提供される技術が実際に需要者に到達すること

申請書上の需要者が実際にその貨物・技術を使用すること

その貨物・技術(その技術によって製造される貨物を含む)が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないこと

その貨物・技術が需要者によって適正に管理されること

輸出される貨物・提供される技術の性質やその仕向地に応じ、比較的機微度の低いものについては、包括許可方式が採用されている。包括許可を取得している場合には、その許可の範囲内のものについて、輸出や技術提供の都度個別に許可を取得することを必要とせず、有効期間内で繰り返し包括許可を使用することができる。

()一般包括許可

予め需要者や貨物・技術を特定せず、一定範囲の貨物・技術を一定範囲の仕向地に向けて輸出・提供する際に利用できる許可

()特定包括許可

継続的な取引関係をもつ特定の需要者との間で、予めその貨物や技術を特定し、その範囲内で輸出・提供する際に利用できる許可

なお、インドを仕向地とする場合、核関連貨物・技術としてリスト規制の対象とされているものについては、()一般包括許可の使用できるものはなく、品目により()特定包括許可が使用できるに留まる。

(2) 個別相談

輸出者・技術提供者にとっては、個々の貨物・技術がリスト規制の対象であるか否か、包括許可が利用できる範囲内であるか個別許可が必要となるものか、キャッチオール規制により許可が必要となるものであるか否か、といった判断に迷う場合がある。

これらの場合に備え、経済産業省では、任意の事前相談制度を設けている。

また、各輸出者・技術提供者が十分に規制内容を理解しているものであることが重要な要素であるため、各地での説明会やHP等を通じた理解促進策を行っている。